

安城市における地下水汚染について（続報）

1 調査結果の概要

県は、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン及びトリクロロエチレンによる地下水汚染の範囲を確認するため、地下水基準超過が確認された発端井戸周辺に存在する井戸2本の地下水質を調査しました。

調査を行ったすべての井戸で地下水基準に適合しており、周辺への地下水汚染の拡大は認められませんでした。

また、汚染井戸から半径約500mの範囲内にある周辺事業場の調査を行ったところ、1,2-ジクロロエタン等の取扱履歴がある事業場は確認されませんでした。これらのことから、汚染原因の特定には至りませんでした。

周辺井戸の水質調査結果

調査項目	調査地点		地下水基準 (mg/L)
	安城市福釜町	安城市和泉町	
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
用途	工業用	工業用	—

2 周辺の井戸所有者に対する情報提供

県は、関係行政機関と連携して、周辺の井戸所有者へ汚染の状況等の情報提供を実施しました。

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・1,2-ジクロロエタン

1,2-ジクロロエタンは、ヒトリンパ球を使った変異原性の試験などにおいて、陽性を示したと報告されています。

人の発がん性に関しては、発がん性の可能性があるものの、人の疫学調査では十分な知見が得られておらず、国際がん研究機関（IARC）は1,2-ジクロロエタンをグループ2B（人に対して発がん性があるかもしれない）に分類しています。

（参考：公益財団法人日本環境協会「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」）

・テトラクロロエチレン

高濃度のテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあり、比較的low濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、テトラクロロエチレンをグループ2A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類しています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

・1,1,2-トリクロロエタン

変異原性に関して、試験管内における試験の多くで陽性を示したほか、マウスなどの生体内試験では陽性と陰性の両方を示したと報告されています。

国際がん研究機関（IARC）では、実験動物に対する発がん性情報が限られていることから、1,1,2-トリクロロエタンをグループ3（人に対する発がん性については分類できない）に分類しています。

（参考：公益財団法人日本環境協会「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン」）

・トリクロロエチレン

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的low濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、トリクロロエチレンをグループ1（人に対して発がん性がある）*に分類しています。

* IARC公表データを基に愛知県で修正しました。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）